

議案第 37 号

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 8 項」の次に「、第 142 条第 1 項」を、「使用」の次に「、法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第 5 条の 2 候補者は、7 円 51 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第 5 条の 3 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第 5 条の 4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 7 円 51 銭を超える場合にあっては、7 円 51 銭）に

当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の2、第5条の3及び第5条の4の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を告示される渋川市議会議員又は渋川市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙及び市長選挙におけるビラの作成費用を公費で負担するために、所要の改正をしようとするものである。

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第1項</u>及び第143条第15項の規定に基づき、市議会議員及び市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び<u>法第143条第1項第5号のポスター</u>（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</u></p> <p>第5条の2 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、<u>同号に定める枚数</u>）を乗じて得た金額の範囲内で、<u>選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）</u></p> <p>第5条の3 前条の規定の適用を受けようとする者は、<u>ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</u></p> <p>第5条の4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、<u>当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合にあっては、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただ</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項_____及び第143条第15項の規定に基づき、市議会議員及び市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用_____及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

し書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。